

# 地域連携薬局と地域支援体制加算について

2021年11月1日  
東和薬品株式会社  
医薬政策課

本資料は作成（更新）時点の情報を記載するように心掛けておりますが、正確性を保証するものではありません。あらかじめご了解くださいますようお願い致します。

- 地域連携薬局と地域支援体制加算の関係
- 地域連携薬局の要件と地域支援体制加算の類似する要件の比較

- 地域連携薬局と地域支援体制加算の関係
- 地域連携薬局の要件と地域支援体制加算の類似する要件の比較

# 地域連携薬局と地域支援体制加算の関係

## 地域連携薬局の基準

### 構造・設備面

- ・プライバシー配慮
- ・高齢者、障害者への配慮

### 体制面

- ・医薬品情報 医療機関への報告・連絡体制
- ・医薬品情報 他薬局への報告・連絡体制、在庫提供体制
- ・開局時間外、夜間・休日の相談・調剤応需体制
- ・麻薬免許・調剤体制
- ・無菌製剤処理体制
- ・高度管理医療機器等 届出・提出体制

### 実績面（人員・会議・研修含）

- ・地域包括ケアシステム構築に関する会議継続的参加
- ・医薬品情報 医療機関への報告・連絡実績（月平均30回以上）
- ・医療安全対策事業参加、医療安全対策
- ・薬剤師の人員体制（常勤薬剤師 半数以上 1年以上継続勤務）
- ・常勤薬剤師 地域包括ケアシステム研修終了
- ・全ての薬剤師 地域半数以上包括ケアシステム研修1年以内ごとに計画的受講
- ・過去1年以内 他の医療提供施設へ医薬品適正使用に関する情報提供
- ・在宅訪問の実績 月平均2回以上

地域支援体制加算と要件が重なる箇所

出典\_厚生労働省医薬・生活衛生局通知（2021/01/29）薬生発0129第6号をもとに作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000731165.pdf>

出典\_厚生労働省保医発0305第3号 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（2021/03/05）をもとに作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666311.pdf>

# 本日の内容

---

- 地域連携薬局と地域支援体制加算の関係
- 地域連携薬局の要件と地域支援体制加算の類似する要件の比較

# 地域連携薬局の要件と地域支援体制加算の類似する要件の比較①

## プライバシー配慮

### 地域連携薬局

- カウンターにパーティション等を設置することにより仕切ることが考えられる
- **座って**情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる
- やむを得ない場合には、**必ずしもあらかじめ椅子を備え付けておく必要はない**

### 地域支援体制加算

- **パーティション等で区切られた独立したカウンターを有する**など、患者のプライバシーに配慮している
- **必要に応じて患者等が椅子に座った状態で服薬指導等を行うことが可能な体制を有していることが望ましい**

## 医薬品情報 医療機関への報告・連絡体制 (服薬情報提供の実績について)

### 地域連携薬局

- 地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して、月平均30回以上報告・連絡させた実績

### 地域支援体制加算

- 算定回数  
服薬情報等提供料 + 相当する業務回数  
【調基1】保険薬局あたりで12回以上  
【調基1以外】常勤の保健薬剤師1人あたり60回以上

出典\_厚生労働省医薬・生活衛生局通知(2021/01/29)薬生発0129第6号をもとに作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000731165.pdf>

出典\_厚生労働省保医発0305第3号 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(2021/03/05)をもとに作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666311.pdf>

# 地域連携薬局の要件と地域支援体制加算の類似する要件の比較②

## 開局時間外、夜間・休日の相談・調剤応需体制

### 地域連携薬局

- **開店時間外**であっても薬局で相談等を受けられる体制
- **休日及び夜間**であっても、調剤の求めがあった場合には、地域における他の薬局開設者と**連携して対応する体制**
- 相談内容の必要な事項については、**調剤録に記載**すること
- 利用者又はその家族等に対しては、当該薬局の薬剤師に直接相談できる**連絡先、注意事項等について事前に説明**すること。また、当該内容については、**文書により交付すること又は薬袋へ記載**すること

### 地域支援体制加算

- 当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む**近隣の保険薬局と連携して、24 時間調剤及び在宅業務に対応できる体制**が整備されていること
- ただし、連携薬局の数は、当該保険薬局を含めて**最大で3つまで**とする
- 原則として初回の処方箋受付時に当該担当者及び当該担当者**と直接連絡がとれる連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等について、事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書（これらの事項が薬袋に記載されている場合を含む。）**により交付していること

## 麻薬免許・調剤体制

### 地域連携薬局

- 在庫として保管する**品目数や種類**は当該薬局の**調剤の状況等に応じて薬局で判断しても差し支えない**
- 麻薬の調剤の求めがあった場合に、**薬局の事情等により当該麻薬の調剤を断ることは認められない**
- 速やかに**必要な麻薬を入手できる体制を構築**しておくこと

### 地域支援体制加算

- 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条の規定による**麻薬小売業者の免許を受けていること**  
【調基1】麻薬小売業者の**免許を受けていること、必要な指導**ができる  
【調基1以外】麻薬の調剤実績が**常勤薬剤師1人あたり10回以上/年**

出典\_厚生労働省医薬・生活衛生局通知（2021/01/29）薬生発0129第6号をもとに作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000731165.pdf>

出典\_厚生労働省保医発0305第3号 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（2021/03/05）をもとに作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666311.pdf>

# 地域連携薬局の要件と地域支援体制加算の類似する要件の比較③

## 地域包括ケアシステム構築に関する 会議継続的参加

### 地域連携薬局

- 過去1年間に地域包括ケアシステムの構築に資する会議に継続的に参加すること  
(該当する会議例)
  - 地域ケア会議
  - サービス担当者会議
  - 退院時カンファレンス

### 地域支援体制加算

- 薬剤師の多職種連携会議の出席条件  
【調基1】研修認定薬剤師が地域の多職種連携の会議に年1回以上出席  
【調基1以外】研修認定薬剤師が地域の多職種連携の会議に年5回以上出席

## 医療安全対策事業参加、医療安全対策

### 地域連携薬局

- 医療安全対策の具体的な取組
  - 厚生労働省から公表している各種資料の活用
  - 医薬品に係る副作用等の報告の対応
  - 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業**への参加
  - 製造販売業者による市販直後調査への協力
  - 医薬品リスク管理計画（RMP：Risk Management Plan）に基づく患者向け資料の活用
  - 「**医薬品医療機器情報配信サービス**」（**PMDA メディナビ**）等を活用した服薬指導等の対応

### 地域支援体制加算

- 薬局機能情報提供制度において、「**プレアポイド事例の把握・収集**」に関する取組の有無を「有」として直近1年以内に都道府県に報告していること。
- 医薬品医療機器情報配信サービス（**PMDA メディナビ**）に登録することにより、常に最新の医薬品緊急安全性情報、安全性速報、医薬品・医療機器等安全性情報等の医薬品情報の収集を行い、保険薬剤師に周知していること。

出典\_厚生労働省医薬・生活衛生局通知（2021/01/29）薬生発0129第6号をもとに作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000731165.pdf>

出典\_厚生労働省保医発0305第3号 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（2021/03/05）をもとに作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666311.pdf>



# 地域連携薬局の要件と地域支援体制加算の類似する要件の比較④

## 薬剤師の人員体制 (半数以上 1年以上継続勤務)

### 地域連携薬局

- 当該保険薬局の常勤薬剤師として半数以上が、継続して1年以上勤務
- 常勤薬剤師数は、当該保険薬局における実労働時間が週32時間以上である薬剤師は1名とする

### 地域支援体制加算

- 当該保険薬局における実労働時間が週32時間以上である保険薬剤師は1名とする
- 当該保険薬局の常勤薬剤師として継続して1年以上勤務（管理薬剤師）

## 在宅訪問の実績

### 地域連携薬局

- 在宅訪問実績 2回以上/月平均
- 複数の利用者が入居している施設を訪問した場合は、  
(略) 人数にかかわらず 1回とすること

### 地域支援体制加算

- 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績  
【調基1】保険薬局当たりで**12回以上**  
【調基1以外】常勤の保険薬剤師1人当たり計**12回以上**  
※単一建物患者1人の場合に限る

出典\_厚生労働省医薬・生活衛生局通知（2021/01/29）薬生発0129第6号をもとに作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000731165.pdf>

出典\_厚生労働省保医発0305第3号 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（2021/03/05）をもとに作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666311.pdf>



ご清聴  
ありがとうございました